



社援協発第1124第1号
平成23年11月24日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長



消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

平成23年11月24日に、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第137号）を公布したところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

1 改正の概要

本年5月、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年法律第49号。以下「法」という。）が成立した。

法において、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）を改正し、同法で定める資産流動化スキームに係る規制の弾力化のため、資産の取得・資金調達に係る規制の見直しが行われた。見直しの一つとして、特別目的会社が借り入れた資金の用途制限を撤廃する改正が行われ、11月24日から施行されている。

消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号）について、特別目的会社に係る規定がおかれていることから、法の一部施行に伴い、標記省令により所要の用語の整理を行うものである。

2 施行日

平成23年11月24日